

社会福祉法施行令の一部を改正する政令案について（概要）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

1. 改正の趣旨

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 51 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号。以下「社福法施行令」という。）について所要の規定の整理を行うもの。

2. 改正の内容

- 改正法による社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「社福法」という。）第 2 条第 3 項第 12 号の改正において、同号に規定する「福祉サービス利用援助事業」を、「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」に改称することとしたため、同事業を引用している社福法施行令第 15 条第 1 項及び第 20 条第 1 項第 1 号について、所要の改正を行う。（社福法施行令第 15 条第 1 項及び第 20 条第 1 項第 1 号）

3. 根拠条項

- ・改正後社福法第 83 条

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 8 年 12 月上旬（予定）
- 施行期日：令和 10 年 4 月 1 日